

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月10日
【四半期会計期間】	第29期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）
【会社名】	株式会社ワコム
【英訳名】	Wacom Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山田 正彦
【本店の所在の場所】	埼玉県加須市豊野台二丁目510番地1
【電話番号】	0480(78)1211
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員財務本部長 長谷川 渉
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区本町一丁目32番2号 ハーモニータワー21階
【電話番号】	03(5309)1500
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員財務本部長 長谷川 渉
【縦覧に供する場所】	株式会社ワコム 東京支社 (東京都中野区本町一丁目32番2号 ハーモニータワー21階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第28期 第2四半期 連結累計期間	第29期 第2四半期 連結累計期間	第28期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年9月30日	自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(千円)	15,922,786	16,050,748	33,030,359
経常利益(千円)	1,339,147	890,346	3,363,304
四半期(当期)純利益(千円)	868,683	541,732	1,967,083
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	229,599	112,380	1,408,053
純資産額(千円)	17,278,549	16,757,168	18,481,946
総資産額(千円)	27,076,237	27,239,316	27,093,503
1株当たり四半期(当期)純利益金 額(円)	2,161.89	1,351.23	4,895.48
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	2,157.56	1,349.05	4,885.72
自己資本比率(%)	63.8	61.3	68.1
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	482,632	1,361,095	1,178,957
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	577,124	698,967	1,470,042
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,199,604	1,634,202	1,202,132
現金及び現金同等物の四半期末(期 末)残高(千円)	9,811,938	9,118,389	10,454,820

回次	第28期 第2四半期 連結会計期間	第29期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	自平成23年7月1日 至平成23年9月30日
1株当たり四半期純利益金額(円)	1,353.07	1,264.65

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第28期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
4. 当社の国内での標準量産品における収益認識の方法は、従来、主に出荷基準によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より、顧客への納品時点での認識に変更したため、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。
5. 第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、第28期第2四半期連結累計期間及び第28期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額について遡及処理しております。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

第1四半期連結会計期間より会計方針の変更を行っており、遡及処理後の数値で前年同四半期比較を行っております。

#### (1)業績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）における当社グループを取り巻く事業環境は、東日本大震災による国内景気の落ち込みや生産活動の停滞からは急回復を見せたものの、ギリシャ財政危機に端を発した欧州信用不安などより先進主要地域での景気先行きの不透明感は拡大しました。中国やインドなどの新興地域は、高い成長率を維持しながらも、インフレなどを背景にその拡大テンポは緩やかになりました。為替においては、前年同期と比較して対ドルでは大幅な円高となりました。また、IT分野においては、スマートフォンやタブレット型情報端末が新しい製品カテゴリーとして急速な成長を見せるなか、PCメーカーや携帯端末メーカー各社は新規市場での地位確保に向けて製品ラインの拡充に取り組んでおります。

当社グループのプロフェッショナル製品の分野においては、映画やゲーム産業における3D化の進展やデジタルデザインの普及により、高度な表現力に加えてデジタル画像処理における生産性向上のニーズが高まっています。また、アジア地域においては、各国政府がデジタルコンテンツ産業の育成に積極的に取り組んでおります。コンシューマ製品の分野においては、従来のイラスト作成や写真加工、Webデザインなどに加えて、Facebook（フェイスブック）などのソーシャルネットワーク上でのコミュニケーションにペン機能の利用が拡大しています。また、タブレット型情報端末の普及とともに、自然な感覚での手書き入力へのニーズも高まりを見せています。ビジネス製品の分野においては、医療、教育、金融などの業務分野でペーパーレス化やセキュリティ向上のニーズが高まるに伴い、液晶タブレット製品の採用が進んでいます。特に、電子決済に用いられる電子ペンを使ったサイン認証システムは、個人情報管理レベルや業務処理効率の向上、書類保管コストの削減など、その優れた効果が注目されています。コンポーネント分野においては、Windows OS搭載のタブレットPCに加えて、Google社のAndroid（アンドロイド）OSを搭載したスマートフォンやタブレット型情報端末、電子書籍端末などにもペンやマルチタッチのニーズが拡大しています。

このような事業環境のもと、当社グループは、各事業における積極的なマーケティングや営業活動による売上の拡大、タブレット型情報端末など新規分野への製品ラインの拡充、コスト管理などに努めました。その結果、売上高は前年同期を僅かに上回ることができましたが、新製品の開発費や人件費など先行的なコストにより営業利益、四半期純利益とも減益となりました。

タブレット事業においては、震災による部品供給リスクへの対応や新製品群の開発とリリースに力を注ぎました。5月にはApple社のiPad向けに自然な手書き入力を実現するスタイラスペン「Bamboo Stylus（バンブースタイル）」を発表しましたが、その使い易さに加え電子ペンにおける当社のブランド力が功を奏し、想定を超える売上を記録しました。また、9月には、プロフェッショナル向け液晶タブレットの最上位モデル「Cintiq 24HD（シンティック）」と、マルチタッチ機能を進化させたコンシューマ向けタブレット「Bamboo（バンブー）」シリーズの第3世代製品を発表し、ともに市場で好評を博しております。さらに、ビジネス向けにおいてはサイン認証タブレットの大型案件を受注することができました。コンポーネント事業においては、タブレットPC、タブレット型情報端末、電子書籍端末向けへの出荷を継続すると共に、マルチタッチセンサーの生産管理体制の強化、事業損益の改善などに取り組まれました。設備投資においては、生産性向上と将来の成長を支えるためのITシステム投資の一環として新ERPシステム（基幹業務システム）を導入し、8月より順調に稼働を開始しております。また、将来的な財務上のリスクを低減するため、厚生年金基金からの脱退を決定し、脱退に伴う特別掛金を特別損失として計上いたしました。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間の業績は売上高が16,050,748千円（前年同期比0.8%増）となり、営業利益は892,009千円（同24.0%減）、経常利益は890,346千円（同33.5%減）、四半期純利益は541,732千円（同37.6%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、タブレット事業における製品は、第1四半期連結会計期間より用途別に「プロフェッショナル製品」、「コンシューマ製品」、「ビジネス製品」の3区分に再編して記載しております。これにより、前連結会計年度まで「液晶タブレット」に含めておりましたプロフェッショナルグラフィックス向け「Cintiqシリーズ」を「プロ

「フェッショナル製品」に、「コンシューマタブレット」に含めておりました一部文教向け製品を「ビジネス製品」に組み替えております。

#### タブレット事業

タブレット事業については、製品供給問題の改善や新製品リリースといった好材料がありましたが、為替の影響を大きく受け、売上は前年同期に僅かに届きませんでした。プロフェッショナル製品に関しては、「Intuos 4（インテュオス）」の販売が低迷した一方で、前連結会計年度から続いていた、「Cintiq 21UX」の主要部品の逼迫による製品供給問題が改善したことに加え、9月に発表した「Cintiq 24HD」が好評を博したことから、売上はほぼ前年同期並みとなりました。コンシューマ製品に関しては、5月の発表以降、iPad向けスタイラスペン「Bamboo Stylus」の販売が好調であること、さらに、9月に発表した「Bamboo」新シリーズが市場に好感されたことなどから、順調に売上を伸ばしました。また、iPad向けの手書きアプリケーションソフトとして「Bamboo Paper（バンブーパー）」を開発しダウンロード提供するなど、新たなソリューションの提案を開始しております。ビジネス製品に関しては、電子サイン認証用液晶タブレット「STU（エスティーユー）」シリーズの販売が増加したものの、その他ビジネス向け製品の販売が米国などで低迷したことから、売上は前年同期を下回りました。

地域別にみると、米州においては、ビジネス製品における一部OEM製品の販売終了や円高の影響などから、売上は前年同期を下回りました。欧州においては、大型案件の受注によりビジネス製品の売上が大幅に増加したこともあり、全体として順調に推移しました。日本国内においては、ビジネス製品の販売が医療分野を中心に好調だったものの、プロフェッショナル製品の販売が振るわなかったことから、売上は前年同期並みとなりました。アジア・オセアニア地域においては、販売台数を好調に伸ばしたものの、為替の影響を受け、売上は前年同期を僅かに上回るにとどまりました。

この結果、売上高は12,050,498千円（前年同期比2.2%減）、営業利益は1,701,299千円（同27.4%減）となりました。

#### コンポーネント事業

コンポーネント事業については、大手PCメーカー各社によるタブレットPCの販売が増加し、当社のペン及びタッチセンサーの販売が堅調に推移しました。また、Windows OSを搭載したタブレット型情報端末やAndroid OSを搭載した電子書籍端末向けの出荷が順調に推移しており、歩留まりの改善が進んだ結果、営業損益が黒字転換しました。

この結果、売上高は3,754,326千円（前年同期比10.6%増）、営業利益は200,006千円（前年同期は営業損失101,833千円）となりました。

#### その他

その他はソフトウェア事業であります。

ソフトウェア事業については、主要代理店とのパートナーシップ強化による営業効率の向上や「ECAD（イーキャド）」製品のリプレース推進と新規案件の獲得により、順調に売上を伸ばしました。また、9月には大規模設計機能を強化した「ECAD dio（イーキャドディオ）2012」を発表しました。

この結果、売上高は245,924千円（前年同期比15.7%増）、営業利益は59,698千円（前年同期は営業損失72,921千円）となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比べ、1,336,431千円減少（前年同期は2,538,175千円減少）し、当第2四半期連結会計期間末では、9,118,389千円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、1,361,095千円（前年同期は482,632千円の使用）となりました。主な増加は、税金等調整前四半期純利益738,867千円と仕入債務の増加額1,935,065千円であり、主な減少は、売上債権の増加額1,438,337千円です。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、698,967千円（前年同期は577,124千円の使用）となりました。主な内訳は、金型・治具及び基幹業務システム等の固定資産の取得による支出700,728千円です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、1,634,202千円(前年同期は1,199,604千円の使用)となりました。主な内訳は、配当金の支払額1,199,524千円と自己株式の取得による支出439,603千円です。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

(株式会社の支配に関する基本方針)

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社グループが株主の皆様へ還元する適正な利潤を獲得し、企業価値・株主共同の利益の持続的かつ中長期的な向上を実現するためには、株主の皆様はもちろん、ステークホルダーにも十分配慮した経営を行う必要があります。

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資さない当社株券等の大量買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、ユーザーインターフェイス分野におけるグローバルな技術標準を確立し、グローバルリーダーシップをさらに強化していくことを基本方針として、事業規模の拡大とともに事業の効率化を図り企業価値の向上をめざしてまいります。

当社の長期的な企業価値の向上にはグローバルな競争力の一層の強化が必要です。そのため、グローバル戦略を担う優秀な人材の確保と教育・訓練に努め、企業文化と事業機能の両面におけるグローバル統合を推進し、全社戦略の一貫性と地域の成長活力の最大化を図ってまいります。また、グローバルな事業展開を通じて継続的に企業価値の向上を具現化していくために、世界各地域において企業の社会的責任(CSR)を積極的に果たすとともに、企業文化の構築とコンプライアンス体制の強化に取り組んでまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要(買収防衛策)

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成22年6月開催の定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を継続しました。

本プランは、当社株式の大量買付が行われる場合の 절차를明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付または公開買付けを実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。一方、当社取締役会は独立性の高い( )当社社外取締役、( )当社社外監査役、または( )社外の有識者のいずれかに該当する委員3名以上で構成される独立委員会を設置し、独立委員会は外部専門家等の助言を独自に得た上、買付内容の検討、株主の皆様への情報開示と当社取締役会による代替案の提示、買付者との交渉等を行います。買付者が本プランの 절차를遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると独立委員会が判断した場合は、対抗措置の発動(買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当ての実施)を取締役に勧告します。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みおよび本プランがいずれも基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社取締役会は、前記「当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み」についての各施策はいずれも当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであることから、基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことと判断しております。

また、当社取締役会は、本プランは基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと判断しております。その理由は以下の（イ）ないし（チ）に記載のとおりです。

（イ）買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

（ロ）株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることを目的として導入されました。

（ハ）株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより導入されました。

また、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

（ニ）独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行い、株主意思確認総会を招集できることとしています。

（ホ）当社取締役の任期は1年であること

当社は、取締役の任期を1年としております。従って、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

（ヘ）合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。

（ト）第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。

（チ）デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

（４）研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は、848,291千円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,380,000
計	1,380,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	422,096	422,616	東京証券取引所 市場第一部	(注)2
計	422,096	422,616	-	-

(注)1. 「提出日現在発行数」欄には、平成23年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年6月23日 定時株主総会決議 平成23年7月28日 取締役会決議
新株予約権の数(個)	1,160
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,160
新株予約権の行使時の払込金額(円)	83,743
新株予約権の行使期間	平成25年8月12日から平成28年8月11日まで(注)1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 83,743 資本組入額 41,872
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社又は当社関係会社の取締役、執行役員又は従業員等であることを要するものとする。 (注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 各募集新株予約権の一部行使はできないものとします。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、募集新株予約権のうち、当該時点で行使していない募集新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。



(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日 (注)1	100	422,096	883	4,198,877	883	4,040,291

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成23年10月1日から平成23年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が520株、資本金が4,592千円、資本準備金が4,591千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合 (%)
恵藤 洋治	東京都品川区	31,320	7.42
ジェーピー モルガン チェース バンク 385174 (常任代理人) 株式会社みずほコーポレート銀 行決済営業部	125 LONDON WALL, LONDON, EC2Y 5AJ, UNITED KINGDOM  (東京都中央区月島4丁目16-13)	28,324	6.71
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	14,141	3.35
株式会社ウィルナウ	東京都千代田区麹町1丁目6-9	12,100	2.87
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー 505103 (常任代理人) 香港上海銀行東京支店	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A.  (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	10,935	2.59
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	7,495	1.78
山田 正彦	埼玉県幸手市	7,420	1.76
マサ ジャパニーズ エクイティ (常任代理人) 株式会社三菱東京UFJ銀行決 済事業部	P.O.BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA  (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	4,777	1.13
資産管理サービス信託銀行株式 会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリト ンスクエア オフィスタワーZ棟	4,760	1.13
ザ チェース マンハッタン バン ク エヌエイ ロンドン エスエル オムニバス アカウント (常任代理人) 株式会社みずほコーポレート銀 行決済営業部	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND  (東京都中央区月島4丁目16-13)	4,356	1.03
計	-	125,628	29.77

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が25,000株あります。  
2. コロンビア・ワンガー・アセット・マネジメント・エルエルシー及びその共同保有者から、平成23年4月19日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成23年4月12日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
コロンビア・ワンガー・アセット・マネジメント・エルエルシー	アメリカ合衆国60606イリノイ州シカゴ市ウエスト・モンロー・ストリート227スイート3000	25,892	6.14
コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー	アメリカ合衆国02110マサチューセッツ州ボストン市フェデラルストリート100	3,682	0.87
スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッド	英国ロンドンセントメリー・アクセ60	1,502	0.36
計	-	31,076	7.37

(7) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 25,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 397,096	397,096	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	422,096	-	-
総株主の議決権	-	397,096	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が38株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数38個が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ワコム	埼玉県加須市豊野台2丁目 510番地1	25,000	-	25,000	5.92
計	-	25,000	-	25,000	5.92

(注) 平成23年10月1日から平成23年10月31日までの間に自己株式の取得は行っておりません。なお、平成23年11月1日からこの四半期報告書提出日までの取得自己株式数は含めておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	10,454,820	9,118,389
受取手形及び売掛金	4,216,958	4,944,063
商品及び製品	2,876,770	2,919,136
仕掛品	183,468	245,556
原材料及び貯蔵品	709,995	688,873
その他	2,524,036	3,089,342
貸倒引当金	16,335	11,581
流動資産合計	20,949,712	20,993,778
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,617,544	1,552,953
その他(純額)	2,017,735	2,023,010
有形固定資産合計	3,635,279	3,575,963
無形固定資産		
のれん	68,554	57,730
その他	2,174,826	2,357,325
無形固定資産合計	2,243,380	2,415,055
投資その他の資産		
その他	281,731	270,513
貸倒引当金	16,599	15,993
投資その他の資産合計	265,132	254,520
固定資産合計	6,143,791	6,245,538
資産合計	27,093,503	27,239,316
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,994,330	5,657,180
短期借入金	600,000	600,000
未払法人税等	221,326	299,418
賞与引当金	274,987	363,948
役員賞与引当金	30,254	27,669
災害損失引当金	197,212	179,656
事業整理損失引当金	25,403	9,056
厚生年金基金脱退損失引当金	-	131,175
その他	2,241,020	2,236,195
流動負債合計	7,584,532	9,504,297
固定負債		
退職給付引当金	479,117	468,409
資産除去債務	48,596	48,772
その他	499,312	460,670
固定負債合計	1,027,025	977,851
負債合計	8,611,557	10,482,148

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	4,196,405	4,198,877
資本剰余金	4,037,819	4,040,291
利益剰余金	13,800,300	13,136,584
自己株式	1,848,486	2,287,245
株主資本合計	20,186,038	19,088,507
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	1,736,009	2,390,121
その他の包括利益累計額合計	1,736,009	2,390,121
新株予約権	31,917	58,782
純資産合計	18,481,946	16,757,168
負債純資産合計	27,093,503	27,239,316

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
売上高	15,922,786	16,050,748
売上原価	8,547,944	8,693,140
売上総利益	7,374,842	7,357,608
販売費及び一般管理費	6,200,421	6,465,599
営業利益	1,174,421	892,009
営業外収益		
受取利息及び配当金	70,659	8,497
為替差益	41,255	-
海外子会社付加価値税還付金	49,534	-
その他	10,128	14,016
営業外収益合計	171,576	22,513
営業外費用		
支払利息	5,574	3,904
為替差損	-	17,377
その他	1,276	2,895
営業外費用合計	6,850	24,176
経常利益	1,339,147	890,346
特別利益		
固定資産売却益	857	354
貸倒引当金戻入額	6,511	-
特別利益合計	7,368	354
特別損失		
固定資産売却損	118	1,181
固定資産除却損	8,380	794
投資有価証券評価損	20,000	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	28,578	-
和解金	21,113	-
厚生年金基金脱退損失	-	131,175
その他	-	18,683
特別損失合計	78,189	151,833
税金等調整前四半期純利益	1,268,326	738,867
法人税等	399,643	197,135
少数株主損益調整前四半期純利益	868,683	541,732
四半期純利益	868,683	541,732

【四半期連結包括利益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	868,683	541,732
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	639,084	654,112
その他の包括利益合計	639,084	654,112
四半期包括利益	229,599	112,380
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	229,599	112,380
少数株主に係る四半期包括利益	-	-



## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	1,268,326	738,867
減価償却費	356,606	452,630
株式報酬費用	6,974	26,865
引当金の増減額(は減少)	497,475	79,743
災害損失引当金の増減額(は減少)	-	17,556
事業整理損失引当金の増減額(は減少)	-	15,472
厚生年金基金脱退損失引当金の増減額(は減少)	-	131,175
受取利息及び受取配当金	70,659	8,497
支払利息	5,574	3,904
投資有価証券評価損益(は益)	20,000	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	28,578	-
売上債権の増減額(は増加)	22,148	1,438,337
たな卸資産の増減額(は増加)	1,469,579	371,962
仕入債務の増減額(は減少)	593,779	1,935,065
その他	430,137	111,432
小計	650,113	1,627,857
利息及び配当金の受取額	7,143	8,498
利息の支払額	5,613	3,933
和解金の支払額	11,077	-
災害損失の支払額	-	13,456
事業整理損失の支払額	-	15,472
法人税等の支払額	-	242,399
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	1,123,198	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	482,632	1,361,095
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
固定資産の取得による支出	580,223	700,728
その他	3,099	1,761
投資活動によるキャッシュ・フロー	577,124	698,967
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	-	4,925
自己株式の取得による支出	-	439,603
配当金の支払額	1,199,604	1,199,524
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,199,604	1,634,202
現金及び現金同等物に係る換算差額	278,815	364,357
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,538,175	1,336,431
現金及び現金同等物の期首残高	12,350,113	10,454,820
現金及び現金同等物の四半期末残高	9,811,938	9,118,389

【会計方針の変更等】

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	
(会計方針の変更)	
1. 1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用 第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。 当該会計方針の変更は遡及適用され、前第2四半期連結累計期間については、遡及適用後の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益となっております。 なお、これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。	
2. 収益認識方法の変更 当社の国内での標準量産品における収益認識の方法は、従来、主に出荷基準によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より、顧客への納品時点での認識に変更しております。この変更は、昨今の会計処理の国際的調和と新基幹業務システムの導入を契機として社内体制を見直した結果、納品時点で収益を認識する環境が整ったものと判断し、期間損益を適正に算定するために行ったものです。 当該会計方針の変更は遡及適用され、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。 この結果、当該会計方針の変更を適用しなかった場合と比べて、前第2四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書は、売上高、売上原価がそれぞれ17,349千円、3,385千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益が13,964千円減少しております。 なお、これによる1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益に与える影響については、「1株当たり情報」に記載しております。	

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
当座貸越極度額	2,000,000千円	2,000,000千円
借入実行残高	-千円	-千円
差引額	2,000,000千円	2,000,000千円

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
貸倒引当金繰入額	1,457千円	2,445千円
給与手当	1,496,416千円	1,560,694千円
退職給付費用	74,846千円	57,981千円
役員退職慰労引当金繰入額	9,616千円	-千円
賞与引当金繰入額	202,227千円	277,517千円
役員賞与引当金繰入額	11,810千円	27,815千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
現金及び預金勘定	9,811,938千円	9,118,389千円
現金及び現金同等物	9,811,938千円	9,118,389千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年4月30日 取締役会	普通株式	1,205,448千円	3,000円	平成22年3月31日	平成22年6月3日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年4月27日 取締役会	普通株式	1,205,448千円	3,000円	平成23年3月31日	平成23年6月2日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成23年8月11日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を行いました。この結果、当第2四半期連結会計期間において自己株式が438,759千円(5,000株)増加し、当第2半期連結会計期間末において自己株式が2,287,245千円(25,000株)となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	タブレット 事業	コンポーネ ント事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	12,316,636	3,393,647	15,710,283	212,503	15,922,786	-	15,922,786
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	12,316,636	3,393,647	15,710,283	212,503	15,922,786	-	15,922,786
セグメント利益又は 損失( )	2,342,529	101,833	2,240,696	72,921	2,167,775	993,354	1,174,421

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ソフトウェア事業及びDJ(ディスクジョッキー)機器事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 993,354千円は、主に報告セグメントに帰属しない当社の管理部門にかかる費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	タブレット 事業	コンポーネ ント事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	12,050,498	3,754,326	15,804,824	245,924	16,050,748	-	16,050,748
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	12,050,498	3,754,326	15,804,824	245,924	16,050,748	-	16,050,748
セグメント利益	1,701,299	200,006	1,901,305	59,698	1,961,003	1,068,994	892,009

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ソフトウェア事業であります。

2. セグメント利益の調整額 1,068,994千円は、主に報告セグメントに帰属しない当社の管理部門にかかる費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 会計方針の変更

第1四半期連結会計期間より、当社の国内での標準量産品における収益認識の方法を出荷基準から顧客への納品時点での認識に変更しております。これにより、前第2四半期連結累計期間については当該会計方針を適用したセグメント情報を開示しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	2,161円89銭	1,351円23銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	868,683	541,732
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	868,683	541,732
普通株式の期中平均株式数(株)	401,816	400,918
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	2,157円56銭	1,349円05銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	808	647
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(会計方針の変更)

1. 1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用

「会計方針の変更等」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前第2四半期連結累計期間については、遡及適用後の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益となっております。

なお、これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の金額は、2,154円73銭であります。

2. 収益認識方法の変更

「会計方針の変更等」に記載のとおり、当社の国内での標準量産品における収益認識の方法は、従来、主に出荷基準によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より、顧客への納品時点での認識に変更しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前第2四半期連結累計期間については、遡及適用後の1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益となっております。

この結果、当該会計方針の変更を適用しなかった場合と比べて、前第2四半期連結累計期間の1株当たり四半期純利益が20円97銭、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益が20円92銭減少しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月8日

株式会社ワコム  
取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 真美
指定社員 業務執行社員	公認会計士	山本 昌弘

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワコムの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ワコム及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

会計方針の変更等に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より、国内での標準量産品における収益認識の方法を変更した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。